

平成 31 年度年度計画（案）のポイント（林業信用保証業務）

第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 (林業信用保証業務に関する記述)

- 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 (資料 3 の 3 ページ参照)
 - ・ 融資機関や林業関係団体等への訪問等により積極的な林業信用保証制度の普及推進及び利用促進に向けた取組を実施。特に、都道府県知事の認定を受けた計画の実施に必要な制度資金に係る保証利用を促進。

【指標】保証引受け件数。保証引受け件数のうち制度資金に係るもの比率。
融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況
- 適切な保証料率の設定 (同 4 ページ参照)
 - ・ 保証料率について、リスクを勘案した適切な水準に設定。料率算定委員会において点検を実施し、必要に応じて保証料率の見直し。
- 代位弁済率の低減に向けた取組 (同 4 ページ参照)
 - ・ 財務状況や林業者等の特性を踏まえた的確な判断等による適正な審査を目的とする保証審査協議会への付議、融資機関との間での財務諸表や経営改善計画の進捗状況等の情報共有の取組を進める。
 - ・ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、部分保証や融資機関のプロパー融資との組み合わせを推進。

【指標】中期目標期間中の代位弁済率
- 求償権の管理・回収の取組 (同 4 ページ参照)
 - ・ 求償債務者の特質に応じた回収方策を検討し、催告頻度の増加や債権回収業者（サービス）の効果的な活用等、回収向上に向けた取組。

【指標】回収向上に向けた取組の実施状況
- 利用者のニーズの反映等 (同 5 ページ参照)
 - ・ 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換を通じて、利用者のニーズを把握し、業務運営に適切に反映。林政上の課題に対応し、本制度の利用拡大に向け、保証条件や必要な運用の見直し、出資持分の払戻しの計画的な実施、森林経営管理法に規定する林業経営者に対する経営の改善発達に係る助言等等に取り組むほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口の開設。

【指標】利用者ニーズの反映等状況
- 林業者等の将来性を考慮した債務保証 (同 5 ページ参照)
 - ・ 林業・木材産業専門の債務保証を行う機関としての知見を活かし、林業者等の将来性を考慮した債務保証を効果的に実施するためのマニュアル整備に向け、林業・木材産業の特質に応じた非財務情報の検討項目の抽出と判断基準の設定、検証の取組。
- 事務処理の適正化及び迅速化 (同 5 ページ参照)
 - ・ 保証引受、代位弁済等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、業務処理の方法を点検し、必要に応じて見直し。

【指標】業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況

・ 保証引受、代位弁済等の業務について、標準処理期間内に案件の処理（「出資持分の払戻し」を追加）。

・ 保証料の徴収に当たって、正確性を点検し、保証料を確實に徴収。また、貸付金について、確實に回収。

【指標】担当部署及び会計部署における点検実施件数

第 2 業務運営の効率化

- 事業の効率化 (同 9 ページ参照)
 - ・ 事業費（保険金等）の削減。
- 経費支出の抑制 (同 9 ページ参照)
 - ・ コスト意識の徹底等により、一般管理費（人件費等を除く。）の抑制。
- 調達方式の適正化 (同 9 ページ参照)
 - ・ 調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）の着実な実施等。
 - ・ 契約監視委員会における個々の契約案件の事後点検、契約審査委員会の活用等による契約の適正な実施等。
- 電子化の推進 (同 10 ページ参照)
 - ・ 情報システムのサーバ機器等をデータセンターに移管する、ウェブアクセスibilityに配慮したホームページにリニューアルする、クラウド上の勤務管理サービスを導入するなど、ICT 活用の取組の推進。

第 3 財務内容の改善

- 財務運営の適正化 (同 10 ページ参照)
 - ・ 長期的に収支均衡とすることを旨として、勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指す。
- 予算、収支計画及び資金計画 (同 11 ページ及び「別紙」参照)

第 4 その他業務運営

- 職員の人事に関する計画 (同 12 ページ参照)
 - ・ 人件費について、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応。また、給与水準について、対国家公務員地域・学歴別指數（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスペイレス指數）が 100 を上回らない。
 - ・ 目標管理を取り入れた人事評価及び期首・期末の面談を実施し、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に反映。
 - ・ 高度な専門性を有する人材を採用。個々の職員の専門性の向上に配慮した横断的な人事管理。研修制度については、若手職員の能力と意欲の増進に資するよう、内容を体系的に見直し、専門性の高い人材の早期育成。
- その他 (同 13 ページ参照)
 - ・ 運営委員会の委員から示された意見等を信用基金の業務運営に反映させる、役員会・内部統制委員会・リスク管理委員会を開催する、コンプライアンス・事務リスク自主点検・監査に係る取組を適切に実施するなど、ガバナンスの高度化。
 - ・ サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策の推進。